

議案第 26 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 30 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館
条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和 53 年杉並区条例第
40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（1）杉並区立西荻地域区民センターの部及び杉並区立西荻南区民集
会所の部を削り、同表（1）備考を次のように改める。

備考 杉並区立馬橋区民集会所併設ゆうゆう馬橋館におけるコミュニティの形成に資するため、第 1 集会
室、第 2 集会室及び第 3 集会室を使用する場合の使用料の額は、第 1 集会室及び第 2 集会室にあつては午
前 1, 300 円、午後 900 円、夜間 900 円、延長使用料 300 円とし、第 3 集会室にあつては午前
1, 800 円、午後 1, 200 円、夜間 1, 200 円、延長使用料 400 円とする。

別表第 2（1）付記 3 を削り、同表（2）杉並区立西荻地域区民センターの部
及び備考を削り、同表（2）付記を次のように改める。

付記 1 時間に満たない時間は、これを 1 時間として表に掲げる使用料を徴
収する。

別表第 3（1）杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える。

杉並区立 西荻地域 区民セン ター	第 3 集会室	3, 100 円	2, 100 円	2, 100 円	700 円
	第 4 集会室	3, 600 円	2, 400 円	2, 400 円	900 円
	第 3 和室	1, 300 円	900 円	900 円	300 円
	水屋	200 円	100 円	100 円	100 円
	第 1 レクリエー ション室	1, 800 円	1, 200 円	1, 200 円	400 円
	第 2 レクリエー ション室	3, 600 円	2, 400 円	2, 400 円	900 円
	第 7 集会室	2, 700 円	1, 800 円	1, 800 円	600 円

	第7集会室（料理室使用）	3,100円	2,100円	2,100円	700円
杉並区立西荻南区民集会所	第1集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円

別表第3（1）杉並区立下高井戸区民集会所の部の次に備考として次のように加える。

備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の利用料金の額は、遊戯室（集会使用）にあつては、午前4,500円、午後3,000円、夜間3,000円、延長利用料金1,100円とする。

別表第3（1）付記に次のように加える。

- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

別表第3（2）杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える。

杉並区立西荻地域区民センター	第2音楽室	1,100円
	第2楽器練習室	100円
	体育室（全面使用）	1,400円
	体育室（半面使用）	700円
	体育室（1/3面使用）	500円
	体育室（1/4面使用）	400円

別表第3（2）杉並区立下高井戸区民集会所の部の次に備考として次のように加える。

備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの利用料金の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、300円とする。

別表第3（2）付記を次のように改める。

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前9時から午後6時までの使用は、同児童館の休

館日に限る。

第2条 杉並区立勤労福祉会館条例（昭和59年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（休館日及び開館時間）

第3条の2 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

第7条から第9条までを次のように改める。

（利用料金等）

第7条 第4条の規定により承認を受けた者は、指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところによる。

2 会館の施設及びその利用料金は、別表のとおりとする。

3 会館の備付器具及びその利用料金は、規則で定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第14条を第21条とし、第13条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

（1）第4条の規定により、会館の施設又は備付器具の使用を承認すること又は第6条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、使

用を承認しないこと。

(2) 第10条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、使用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、会館の施設又は備付器具の使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

(3) 会館の施設又は備付器具の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第15条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- (3) 会館の効用を最大限に発揮するとともに、中小企業に働く勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図ることができること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表に定める額及び第7条第3項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「区長に使用料」と、第8条及び第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第18条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は

期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第20条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他の会館の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理に関し必要な事項

別表中「使用料」を「利用料金」に改め、同表(2)中

「

2,700円	1,800円	1,800円	600円
1,800円	1,200円	1,200円	400円
1,300円	900円	900円	300円
3,600円	2,400円	2,400円	900円
1,800円	1,200円	1,200円	400円

」

を

「

2,000円	1,300円	1,300円	500円
1,300円	900円	900円	300円
1,300円	900円	900円	300円
2,700円	1,800円	1,800円	600円
1,300円	900円	900円	300円

」

に改め、同表(3)

第1音楽室の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表電子オルガン室の項中「電子オルガン室」を「第1楽器練習室」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条並びに附則第2項、第5項及び第6項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2(1)の改正規定(杉並区立西荻地域区民センターの部を削る部分に限る。)、同表(2)の改正規定(杉並区立西荻地域区民センターの部を削る部分に限る。)、別表第3(1)の改正規定(杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える部分(杉並区立西荻地域区民センターに係る部分に限る。))に限る。)及び同表(2)の改正規定(杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える部分に限る。)並びに附則第3項の規定 令和2年11月1日
 - (3) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4項の規定 令和3年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第3(1)及び(2)に規定する杉並区立西荻地域区民センターの施設の使用の承認に必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
 - 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に第1条の規定による改正前の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の規定により区長に対して行われた杉並区立西荻地域区民センターの使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立西荻地域区民センターの使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
 - 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に第1条の規定による改正前の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の規定により区長に対して行われた杉並区立西荻南区民集会所の使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立西荻南区民集会所の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
 - 5 令和2年10月1日前に第2条の規定による改正前の杉並区立勤労福祉会館条例の規定により区長に対して行われた杉並区立勤労福祉会館の使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立勤労福祉会館の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

6 第2条の規定による改正前の杉並区立勤労福祉会館条例別表に規定する施設の使用については、同条例第7条及び別表の規定は、令和2年9月30日（同日前に第2条の規定による改正後の杉並区立勤労福祉会館条例第16条の規定により杉並区立勤労福祉会館の指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日の前日とする。）までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

西荻地域区民センター等の利用料金を定めるとともに、勤労福祉会館に係る指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める必要がある。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館
条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区立勤労福祉会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>（休館日及び開館時間）</u></p> <p><u>第3条の2 会館の休館日及び開館時間</u> <u>は、規則で定める。</u></p> <p><u>（利用料金等）</u></p> <p><u>第7条 第4条の規定により承認を受け</u> <u>た者は、指定管理者（第14条に規定</u> <u>する指定管理者をいう。以下この条か</u> <u>ら第9条までにおいて同じ。）に利用</u> <u>料金を使用するときまでに納付しな</u> <u>ければならない。ただし、これにより難</u> <u>い場合は、規則で定めるところによ</u> <u>る。</u></p> <p><u>2 会館の施設及びその利用料金は、別</u> <u>表のとおりとする。</u></p> <p><u>3 会館の備付器具及びその利用料金</u> <u>は、規則で定める。</u></p> <p><u>4 利用料金は、指定管理者の収入とす</u> <u>る。</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p><u>第8条 指定管理者は、規則で定めると</u> <u>ころにより、利用料金を減額し、又は</u> <u>免除することができる。</u></p> <p><u>（利用料金の不還付）</u></p>	<p><u>（使用料等）</u></p> <p><u>第7条 会館の施設及びその使用料は、</u> <u>別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 会館の備付器具及びその使用料は、</u> <u>規則で定める。</u></p> <p><u>3 使用料は、使用するときまでに納付</u> <u>しなければならない。ただし、これに</u> <u>より難い場合は、規則で定めるところ</u> <u>による。</u></p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p><u>第8条 区長は、特別の事由があると認</u> <u>めるときは、使用料を減額し、又は免</u> <u>除することができる。</u></p> <p><u>（使用料の不還付）</u></p>

第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第4条の規定により、会館の施設又は備付器具の使用を承認すること又は第6条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。

(2) 第10条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、使用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、会館の施設又は備付器具の使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

(3) 会館の施設又は備付器具の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区
長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人
等)

第15条 区議会議員が無限責任社員、
取締役、執行役若しくは監査役又はこ
れらに準ずべき者、支配人及び清算人
(以下この条において「無限責任社員
等」という。)となつている法人その
他の団体は、指定管理者として管理の
業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と
なつている法人その他の団体(区が資
本金、基本金その他これらに準ずるも
のの2分の1以上を出資しているもの
を除く。次項において同じ。)は、指
定管理者として管理の業務を行うこと
ができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは
委員、杉並区選挙管理委員会の委員、
杉並区監査委員又は杉並区農業委員
会の委員(以下この項において「委員
等」という。)が無限責任社員等とな
つている法人その他の団体は、委員等
のそれぞれの職務に関し、指定管理
者として管理の業務を行うことができ
ない。

(指定管理者の指定)

第16条 区長は、指定管理者を指定し

ようとするときは、規則で定める方法
によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けよう
とするものは、規則で定めるところに
より、区長に申請しなければならない
い。

3 区長は、前項の規定による申請があ
つたときは、次に掲げる基準により最
も適切な管理を行うことができると認
めるものを区議会の議決を経て指定管
理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識
を有し、かつ、当該業務を安定して
行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守
し、適正かつ効率的な管理運営がで
きること。

(3) 会館の効用を最大限に発揮する
とともに、中小企業に働く勤労者の
文化、教養及び福祉の向上を図るこ
とができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区
長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 区長は、指定管理者が次の各
号のいずれかに該当するときは、前条
第3項の規定による指定を取り消し、
又は期間を定めて管理の業務の全部若
しくは一部の停止を命ずることができ

る。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表に定める額及び第7条第3項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「区長に使用料」と、第8条及び第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表中「利用

料金」とあるのは「使用料」と読み替
えるものとする。

(指定管理者の告示)

第18条 区長は、指定管理者を指定
し、若しくは指定を取り消したとき、
又は期間を定めて管理の業務の全部若
しくは一部の停止を命じたときは、遅
滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後
(年度の途中において指定を取り消さ
れたときは、その取り消された日以
後)、規則で定めるところにより、管
理の業務に関し事業報告書を作成し、
区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第20条 区長は、次に掲げる事項につ
いて、指定管理者と協定を締結するも
のとする。

(1) 管理の業務の実施及びその報告
に関する事項

(2) 個人情報の取扱いその他の会館
の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、会
館の管理に関し必要な事項

(委任)

第21条 略

(委任)

第14条 略